審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和4年度 第1回松阪市景観計画改正検討委員会
2. 開催日時	令和4年9月1日(木) 午前10時00分から午前11時30分
3. 開催場所	松阪市本町 2176 松阪市産業振興センター 3 階研修ホール
4. 出席者氏名	(松阪市景観計画改正検討委員) 浅野 聡(委員長)、門 暉代司(委員長代理) 宮本 公夫、地主 昌美 (事務局) 建設部部長:伊藤 篤 建設部次長:山路 伸之 都市計画参事:松本 尚久 景観担当主幹:松野 直樹 景観係係長:山﨑 晃司
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	2名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

令和4年度 第1回 松阪市景観計画改正検討委員会 事項書

日時:令和4年9月1日(木)午前10時00分から 会場:松阪市産業振興センター 3階 研修ホール

1. あいさつ

2. 議事

(1)松阪市景観計画 改定について 【資料1】松阪市景観計画 改定 素案 【資料2】重点地区(候補)の追加検討

(2)重点地区等における景観まちづくり活動について【資料3】歴史的な建物保全に関するアンケート

【資料4】 景観まちづくり活動等の報告

3. その他

- 事務局 ・あいさつ (伊藤部長)
 - ・配布資料の確認
 - ・傍聴者の説明 等
- 事務局 それでは議事につきましては委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願い致します。
- 委員長 お忙しい中、令和4年度第1回松阪市景観計画改正検討委員会にご出席いただきましてありがとうございます。それでは資料に沿って進めていきたいと思いますので、適宜ご意見などありましたらよろしくお願い致します。

それでは、委員会の成立の可否について事務局から報告をお願いします。

- 事務局 ・委員出席人数報告、松阪市景観計画改正検討委員会設置要綱により委員会成立の 報告。
- 委員長 ありがとうございました。本委員会は成立しています。皆さん事項書をご覧くだ さい。本日の議事は、2 つあります。

それでは最初の議事ですが、(1) 松阪市景観計画改正について事務局から説明を お願いいたします。

- 資料1について説明
- 委員長 只今、説明いただきました資料 1 ですが、委員の皆さん何かご質問やご意見等ありましたら、お願い出来ればと思います。いかがでしょうか。
- 事務局 コメントであったり、景観特性の中でこういったところの写真を掲載してはどう かというような、ご提案もございましたらお願いします。

こういうところのカットの写真も景観上大切なのではないか、というようなこと がございましたら、事務局にも教えていただければと思います。

委員 資料1松阪市長の挨拶ページの4行目に「三井、長谷川、小津など豪商のまちな み」と記載されているが、呼び捨てでよろしいのでしょうか。

20ページにも「冨山などの豪商」となっており呼び捨てになっております。

もう少し良い表現に変えた方がいいと思います。

もう1点が、8ページの市場庄のまちなみの写真に改修した新しく綺麗な家が載っています。もっと歴史的な建物の写真に変更した方がいいのではないでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

ご指摘も踏まえて写真の入れ替えも行いますので、何なりと仰って下さい。 名前の表記につきましても、他の計画などを参考にして見直します。

委員長 家をつけて敬意を表した方がいいと思います。 他にはないですか。

委員 79 ページの最後の方に「歴史的建造物保全制度」を検討していきますとありますが、具体的に決まっている制度内容はありますか。

事務局 今までの改正検討委員会でも、重点地区の歴史的な建造物をどのように残していけるか、登録認定等の制度を検討してきたので、そちらの方も煮詰めていきたいと考えております。

あとは建築基準法の適用除外の関係などもございます。重点地区の歴史的な建物 を相対的にどのように保全していくか、この制度の中で検討していきたいと考えて おります。まだ正式に決まっている具体的な制度はございません。

まずはアンケート調査等を行いまして、そのニーズを把握して、どのように地区の皆さんが思っているかを把握したうえで歴史的建造物の登録に繋げていきたいと考えています。

委員 所有者の方の賛同も得ないといけませよね。歴史的建造物に認定した後、プレート的なものを前にかけていただくと皆さんに分かっていただき易いと思います。

委員長 79 ページのところで松阪市歴史的建造物認定第1号の内容が載っていますが、歴史的建造物の制度紹介っていうのは、景観計画の何ページに書いてありますか。

事務局 79ページに書いてあります

委員長 要するに将来的に景観重要建造物に持っていきたいが、その手前の段階で景観重要建造物まではまだ考えてないけど、緩やかに登録をしていただいて取り壊さないように意識を持っていただく。このような内容を79ページに書いていただいて、歴史的建造物の制度趣旨について詳しく説明する必要があると思います。

今のままですと景観重要建造物と何が違うのかっていうのが初めて見た人は分かりにくいですよね。

検討してきた我々委員は経緯を知っているのですが、「景観重要建造物の制度があるのだからそれで良いのではないのか」という指摘も出てきそうですし、そうではなくてこういう狙いで第1号を認定したと説明することが必要。前回委員会で協議した通り、準防火地域や建築基準法の関係を整理しなければいけない事が残っているので、それを、今後検討していくことになる。

事務局 歴史的建造物の狙いであるとか、概要などをコメントで入れさせていただいたら よろしいでしょうか。

委員長 説明があったこの 79 ページでも良いのですが、55 ページの景観重要建造物のところに「79 ページで後述するが、景観重要建造物を保管する市独自の取り組みとして 所有者の同意を得て第1号の認定が行われていますと記載。

あるいは景観重要公共施設について、少し書いておいて、詳しく書くのは 79 ページとかでも構わないと思います。他のページでもいいかもしれません。そこはお任せします。

事務局 55 ページに景観重要建造物の原田二郎旧宅を指定していますということが載っていまして、その前の方針とか基準がありますので、こちらを再度整理させていただいて、79ページに繋げるような仕組みに変えさせていただきます。

委員長 はい。お願いします。

前回の会議から時間が経ってしまったので、忘れてしまったのですが、歴史的建造物の認定を行った場合、市の景観の補助金を申請できるのでしたか。

事務局 歴史的建造物に認定させていただくと補助金の上限が、150万から300万円に増額できるようになります。その制度を皆さんに認知していただき、積極的に修景整備を行っていきたいと考えております。

委員長 では他にいかがでしょうか。

委員 歴史的建造物を指定することについて、要項や基準を明らかにした方がいいと思います。景観条例のどこかに基準が定められているのですか。

事務局 条例にはないです。

補助金の中の一くくりになっています。

委員 補助金を出すのですから、基準は必要だと思います。

委員長 歴史的建造物についての補足の表現というのは、事務局で検討していただくとい うことでよろしくお願いします。

資料の整理をしていただいたことで、改正する景観計画の全体像が見えてきました。再度、確認ですが 10ページの文化的景観という表現ですが、文化的景観とそのまま書くと、文化財保護法に規定してある定義があって、それと、イコールですかっていう質問があります。どのように答えますか。

事務局
イコールではないので、出来れば委員長からご助言いただければと思います。

委員長 文化的景観のようなものを目指すということでは、この委員会の委員の皆さんも 方向性はご了解いただいているのではないかと思うのですが、表現する時に法律で 決められている用語をそのまま書くと、誤解を受けるかと思います。松阪市独自で 考えている文化的景観というのが分かるような言葉にする必要があります。

委員 69ページですが、下に路線図があります。

緑で線が引かれているのですが、12番のところの八千代の前の通り、それからさらに交差したところ御城番から下ってきて八千代の前の通りを行きます。それからもう少し新町の方へ行ってもう1本、八千代の前の通りと並行して、もう1本新座町の坂の通りに生け垣と古い建物があります。2、3分上って行ったところです。その通りを景観重要公共施設に入れるのは難しいでしょうか。新座町の境になります。その通りが同心町なのですけれども、古いお家が何軒か残っているのです。重点地区に入っているのですか。

事務局 その通りは入ってないです。

委員 重点地区のエリアですよね。 新座町と殿町の境ですが。

事務局お家はそうですが、道路は入ってないです。

委員 良いお家が残っています。

事務局 そうですね。

槇垣もいくつか残っていますよね。

景観重要建造物道路にある側溝が新座町と殿町の境ではないのですか。 道路は殿町だと思います。

委員長 後日確認していただいてよろしいですか。

事務局 確認させていただきます。

委員長 15 ページの伊勢湾沿岸地区の歴史的景観の中で既成市街地、文化的景観と分かれています。

この表の中に入れるときは文化的景観というのは考え方なので、文化的景観地区 としたら良いのではないでしょうか。 事務局

既成市街地の歴史的地区みたいな表現にしたらいいですか。

委員長 文化的景観は概念なので。文化的景観をそのまま使うよりも良い表現はないでしょうか。松阪市が考えている文化的景観というのが分かる良い表現の言葉があればいいのですが。

事務局表現方法について検討いたします。

委員長文化的景観の表現について検討していただくようお願いします。

最近の話題ですが、伊勢志摩国立公園を所管している環境省の国立公園事務所が、 伊勢市、志摩市、鳥羽市、南伊勢町の景観計画と整合性を合わす取り組みを進めている。国の景観計画は太陽光発電施設や風力発電について、景観基準が定められていない。国の景観計画が遅れており市町村の景観計画の方が先行して基準を作成してうまく景観コントロールができている。

最近では太陽光発電や風力発電の他にグランピングテントが、伊勢志摩国立公園 内で問題となっています。ルートのあり方、グランピングの施設のあり方も、景観 にもう少し配慮していただきたい。松阪市ではグランピングについての問題は発生 していませんか。問題がなければ構いません。

民間事業者さんからグランピングの申請があって、許可させているところはないですか。

事務局 それはないです。

委員長 それでは大丈夫ですね。

太陽光発電、グランピングと次々と新種の工作物がでてきています。

事務局グランピングは工作物という概念になるのですか。

委員長 建築物になると思います。明度や彩度を落としてもらい太陽光発電のように植栽 をしてくれたらいいのですが。自然の中に目立つ大型テントができてしまうと景観 に影響を及ぼしてしまいます。

事務局 市内ではあまり聞いたことないので、また情報収集しておきます。 ありがとうございます。

委員長 では、他にいかがでしょうか。 それでは、資料1は一旦よろしいでしょうか。 どうもありがとうございました。 それでは資料2の説明をお願いします。 資料2について説明

委員 ただいま説明いただきました、資料 2 について委員の皆様ご質問がございました らよろしくお願いします。

委員 波瀬地区の方にお話をしていただいて、旧脇本陣の田中家の反応はいかがでした か。

事務局 代表者の方にご説明を行い、直接皆さんにご説明させていただいてはいないので、 反応はわかりませんが、自治会長さんから地域の方にお話をいただいところ、反対 の意見は伺っていないので前向きに私共は捉えているところでございます

委員長 何かご意見はございますか。

委員 相津地区ですが、建物の調査は全くされていないとのことですが、地域へ行かれ て個々でお持ちの建物はいつ頃に建築されたか確認はされましたか。

事務局 そこまで確認しておりません。

委員 そうですか。

事務局 景観計画の話をさせていただいただけなので、個々方にはお話はさせていただい ておりません。

委員 今後建物の調査は必要でしょう。

明治、大正、近代、戦前の建物が多いのではないでしょうか。 そういう意味でも調査が必要でしょう。

一軒一軒の聞き取りでも良いと思いますが。

委員 私が気になるのが棚田や茶畑の景観推進の将来イメージです。将来的に重点地区 指定されることによって、市としても、自然景観を維持していくために補助金等の 色々な施策で保全を補助していくのでしょうか。

事務局 都市計画課では、自然景観に対する補助金の制度は現在ありません。まちなみの 保全に限定されておりますので。棚田の保全っていう形にはなっておりませんが、 農林サイドとしては営農ということで、中山間の支払い制度がありますので、棚田 の保全活動にも使用いただいている状況です。

- 委員 この地区を候補に挙げることについて了解をいただいているのですか。 異議は住民の方からは出ないのですか。
- 事務局 私共からは制度内容を説明させていただいたところ、おおむね前向きな意見が多かったため、賛同いただけたと認識しております。

後継者不足のことは言われておりましたので、営農を守っていくっていうところ については、将来的な課題があります。

農林サイドから農地を保全していく経費について補助が出ています。

保存会を作っていただいて、補助金を活用しながら農地の維持をしていただいて おります。他にもコロナでここ数年は中止になっておりますが、棚田祭りも開催し ており、景観に対しての意識は高いと思っています。

- 委員 意識が高いのはわかりますが、地元の方にとって維持をするのは大変だと思いま す。休田地もたくさん増えてきていると思いますから。
- 事務局 大石の棚田地区では、移住された方が、他地域の方を対象に農業体験を開催していただいております。
- 委員 何もしないよりは、候補地に指定することによって話題になって良いとは思いま すが。
- 事務局 重点地区の候補地になっていることをPRしていき、観光部局や農業部局と連携 しながら、自然的景観を保全していくことができればと考えています。
- 委員長 これから実際に重点地区への協議が始めると、個別に具体的な質問が出てきて、 議論を繰り返して、最終的に同意していただくかどうかは、皆さんに判断していた だくことになります。

もし具体的に協議することになったら、景観計画の内容を精査して、ここまでの 環境の変化は大丈夫ですという許容する範囲を、どの辺のバランスでもっていくか。 あまり厳しすぎたら同意いただけなくなりますので、その辺のバランスが大事で す。

- 委員 茶園について、やはり後継者不足で、太陽光発電が少しずつ増えてきています。
- 事務局 太陽光発電は、農用地については設置できない。大溝新田の茶園から少し外れた ところに少し大きなのが出来ていまして、そのエリアについては候補地から外して あります。

景観候補地区の話を説明させていただくと、景観という言葉をやっぱり認識していなくて、美しい茶畑、棚田にしていかなければいけないという意識は皆さん持っ

てみえるのですが、景観っていう視点から今まで皆さんお考えをお持ちになっていませんので、今回候補地の話をさせていただいて普及計画を進めていくことで、保全に繋がっていければと事務局では考えているところです。

委員長 説明に伺った時にどれぐらい受け入れていただくか心配でしたが、第一弾の説明 時の反応としては、方向性について概ね皆さん了解していただいたということです ね。

事務局 委員長がおっしゃる通りで、皆さんそういう意識を持っていただいていますので、 将来的な不安はありますけれども、意識は高く持っていただいていました。

委員長 最初からもう後継者がいないから駄目とはならなかったのですか。

事務局
それは全然なかったです。

皆さんしっかり聞いていただいて、古い町並みも棚田も自分たちで守っていかな ければいけないとおっしゃっていました。

委員長 他の委員さんいかがですか。 今回追加する候補地区について。

事務局 前回も説明を受けまして、私も守っていく風景だと思っています。

草刈りをするだけで風景は随分違って見えます。

地域の皆さんの意識が高く、草刈りなどをして農地を保全して景観を守る努力は 相当なものであると思っています。

重点候補地区指定をして、価値のある風景であることを皆さんに分かっていただくことも一つの方法だと思います。

事務局
そういう伝統や価値を繋げていただきたいと思っております。

委員長 私からの感想ですが、住民の皆さんが候補地区に指定されることについては大体 了解していただいたということで安心しました。説明お疲れ様でした。

今後、正式に指定するにあたって、どのように協議していくのかということですが、中万地区も一定の時間をかけて、スタートの時は皆さん了解していただきましたが、協議している段階で、個別の具体的な心配事項が色々出てきました。

少し協議の時間が長かったのですが、最終的に重点地区指定に同意していただけ たので、今回追加する地区も一つでも数多く最終的に重点地区指定に同意していた だけたらと思います。

今回の追加指定で松阪市の景観計画も第 2 ステップに入っていきます。例えば波 瀬みたいな建造物が中心となって、エリアが特定できる地区は、今までやってきた 手法の延長上で対応できます。棚田地区の景観計画になると、主に農地になってきますので、周辺の建造物の規制をどれぐらい強弱をつけてやっていくのか。あんまり強くやりすぎると、「それはちょっと困ります」と言うことになるかもしれない。メインとしてまず棚田をずっと維持していただけるように、景観計画から後押ししていくことが大事です。農地の景観とか農業施設が中心となるような地区は、結局、農業サイドがやっているベースの政策がすごく重要になってきます。

そちらの方の制度も活用してもらって、営農支援していくベースを他の部局と連携して、しっかりやっていただかないと、なかなか景観だけでは効果が出ないです。 いよいよ景観計画も第2ステップに入っていき、新しい展開として農村景観に着 手していくことになります。

今まで中心部の市街地では観光協会さんと連携、中心部は観光サイドと連携しながら、城下町のまちなみ保存をしてきました。今度は農林部局との連携で重点地区指定に同意していただけたらと思っております。

三重県全体で各地の景観審議会をやっていて、農業景観で可能性があるのが松阪市と伊賀市です。景観計画で松阪市と同じように農業景観を重点地区に入れているのは津市の三杉地区があります。

三重県内の景観法のほとんどが、建築物や工作物のコントロールで、市街地から スタートしているのが多いのですが、津市は三杉地区が指定されましたし、松阪市 でもこれだけ候補地区に同意していただけたのは可能性があります。

伊賀市も良い農村集落がたくさんあり、茅葺屋根がたくさん残っています。

鉄板で屋根を被せていますが、それを外せば茅葺屋根がでてくるものがたくさん あります。

農村景観を守っていくことに、景観計画が貢献できたらすごく意義のあることと 思っています。

資料 2 の取り扱いですけど、ここで反対意見は特になかったので、改正計画に追加していくということでよろしいでしょうか。

それでは重点地区の候補に追加していただければと思いますのでよろしくお願い します。

続きまして、議事の(2) に入っていきたいと思いますので、事務局から説明をよ ろしくお願いします。

事務局・資料3について説明

委員長 ただいまの資料 3 ですが、委員の皆様ご質問がございましたら、よろしくお願い します。

事務局 アンケートの内容もわかりやすいように書いたつもりですが、建造物のことなので、簡単に書くのがなかなか難しいのです。このような設問内容でまずは進めていこうかと考えています。

委員長 何通ぐらいアンケートを配布するのですか。

事務局 歴史的な建物の所有者の方を対象に配布させていただこうかと思っております。 大体、地区で20~30件程度を考えています。

委員 重点地区内に限って行うのですか。

事務局 そうです。

重点地区内の建造物の保全ということで、現行調査していきたいと考えています。

委員長 無記名ですか。

事務局 3ページで所有者の所在地、お名前を記入いただく欄があります。

委員長 氏名が分からないと個別な質問が出てきたときに回答できないですから、名前は 聞いておいた方が良いです。

事務局 今までも分析をしておりますので、そのカルテをもって調査していこうと考えて おります。

委員長 郵送、それとも直接持参して行うのですか。

事務局 直接自治会からと考えています。 最終的には自治会さんともう一度ご相談の上でということになってきます。

委員 3ページに築年数の記入欄がありますが、昭和25年までに建築、昭和25年以降に 建築と書いてありますが、この25年というのは、建築基準法ということですか。 いわゆる登録的文化財的に、築50年とかいう区切りではなくて。

事務局 そうです

委員 50 年経過した建物という目安があるので、それもわかったほうが良いのではないでしょうか。

建築基準法が制定された昭和 25 年以前か以降かといっても、基準法そのものがどんどん変わっているので、その辺をどう解釈していくのかもありますけれども。

事務局 何年ぐらい建っているのか、例えば大正なのか明治なのかを聞いた方がいいです か。

委員 昭和 25 年以前か以降だけでは分からなくなるので、年号を書いてもらえばこちら で数字を読み替えれば良いと思います。

明治とか大正とかも把握できれば価値も分かると思います。

事務局質問の表現方法を考えていきます。

委員長 アンケート質問の順番ですが、地区のまちなについて聞く質問がありますよね。 最初の質問で「お住まいの地区が重点地区であることについてご存じですか?」の 質問を構成上最初にもっていった方が良いと思います。

何も知らない方がいて誤解されていくよりも、まず重点地区に指定されていますがご存じですか。

それで、地区のまちなみを守っていきたいですかっていうようなことを聞いた上で、あなたの家はと質問をしていく方がいいと思います。

事務局 構成も変えていきます。

まちなみ保全の観点から、それから個人の所有者の意見を聞くというような、そ ういう流れの方がよろしいですか。

委員長 どちらでも構わないとは思いますが、最初に重点地区に指定されているのだという意識をもってもらわないと、悪い方向に回答が流れてしまうと心配なので。多くの方は今の住んでいるまちなみを守っていきたいと回答していただけると思いますので、そういう意識を持った上で、あなたの家はどうするのですか。

例えば前半で厳しい回答がでて、後半まちなみを守りますかと聞くと、要らない という回答がでるとまずいですよね。

そうすると重点地区指定するために話し合いをしてきたのに、過去の話し合いが 無くなってしまいますので。

ではよろしいですか。

アンケートについて何か気づいたことがあれば事務局に早めに伝えていただければと思います。

アンケートは何月頃から実施するのですか。

事務局 意見交換会で重点地区の代表者の方に集まっていただきますので、もう一度この アンケートの内容について説明させていただいて、その後、アンケートの実施を考 えていきます。秋以降を考えていきます。

委員長 それでは、アンケートについてお気づきの点がありましたら事務局まで委員の皆様から個別に連絡をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。 それでは資料4について、事務局から説明をよろしくお願いします。 資料4について説明

委員長 説明いただいた資料4について、何かご質問ありますでしょうか。 とても分かり易くて良いニュースレターだと思うのですが、どこに配布するので すか。

事務局 候補地の対象地域住民の方々を対象として自治会を通じて、個別配布で広報と一緒に配らせていただこうと考えています。

委員長 他の地区のニュースレターブックがもらえると、いいなと思うのですがどうですか。

事務局 ニュースレターは年度末に、まちづくり通信ということで、1年間の取り組みを紹介させていただく通信を作っております。

他の地区の紹介をもっとこの地区に復旧していくということですか。

委員長 他の地区の取り組みを紹介することで、自分の地区だけではないと認識できると 思います。

すでに重点地区指定を受けている城下町の地区なども、地区指定からかなり時間が経っています。住民の方も当初の経緯を知らない方に代替わりをしている方も多いので、全重点地区のニュースレターと候補地区で動き出している新鮮なニュースレターを重点地区指定の皆さんには1年に1回配ったりすると、意識の継続をしていただけるのでは。

事務局 年に1回、それを継続させていただきます。

委員長 城下町の皆さんにも農村部の景観保全について動いているということを知ってい ただくと良いのかなあと。他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、その他事項はもういいですか。 先に事務局から報告していただいてよろしいですか。

・景観計画改定に向けてのスケジュール説明

それでは今日議論していただいた内容ですが、次回の検討委員会で最終的に内容 確認を行い、景観審議会に諮ってという手順で進めていきますので、引き続きご審 議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。 ・あいさつ(山路次長)